

# サービス管理責任者等の研修 及び経過措置について

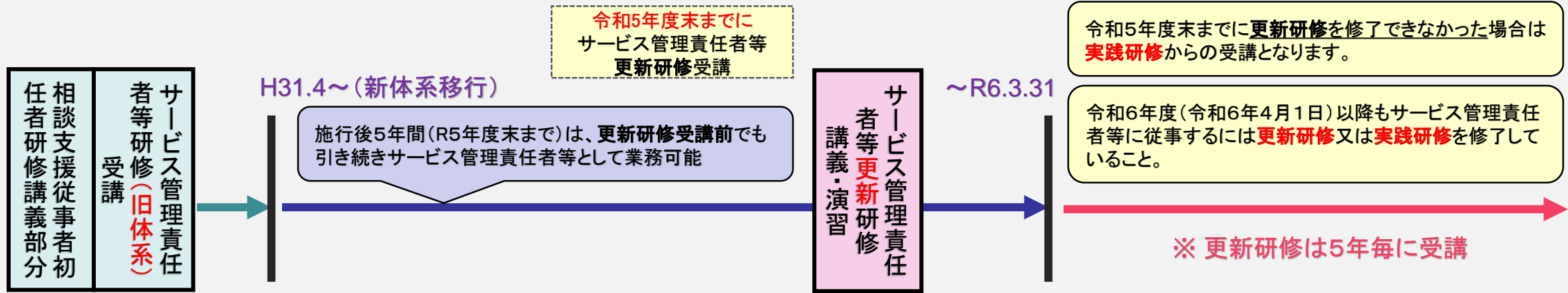
※サービス管理責任者等：サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者

※サービス管理責任者等欠如減算については、集団指導資料13(P30～31)を御確認ください。

令和6年3月  
青森県健康福祉部障害福祉課

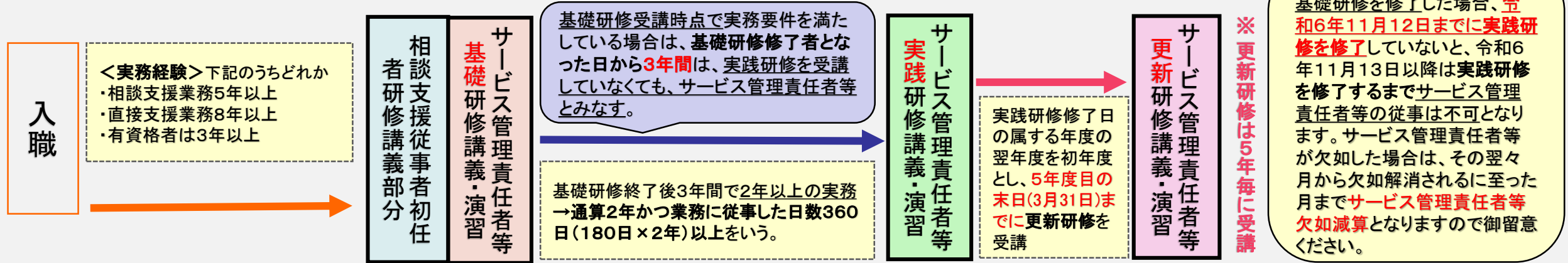
# ① 旧体系(H31.3以前)の研修受講済みの者について

- ・令和5年度末(令和6年3月31日)までに更新研修を修了できなかった場合は、令和6年4月1日以降は実践研修修了証の交付を受けるまでサービス管理責任者等としての業務はできません(サービス管理責任者等欠如)。
- ・サービス管理責任者等が欠如した場合は、その翌々月から欠如解消されるに至った月まで**サービス管理責任者等欠如減算**となりますので御留意ください。



# ② 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていた者について

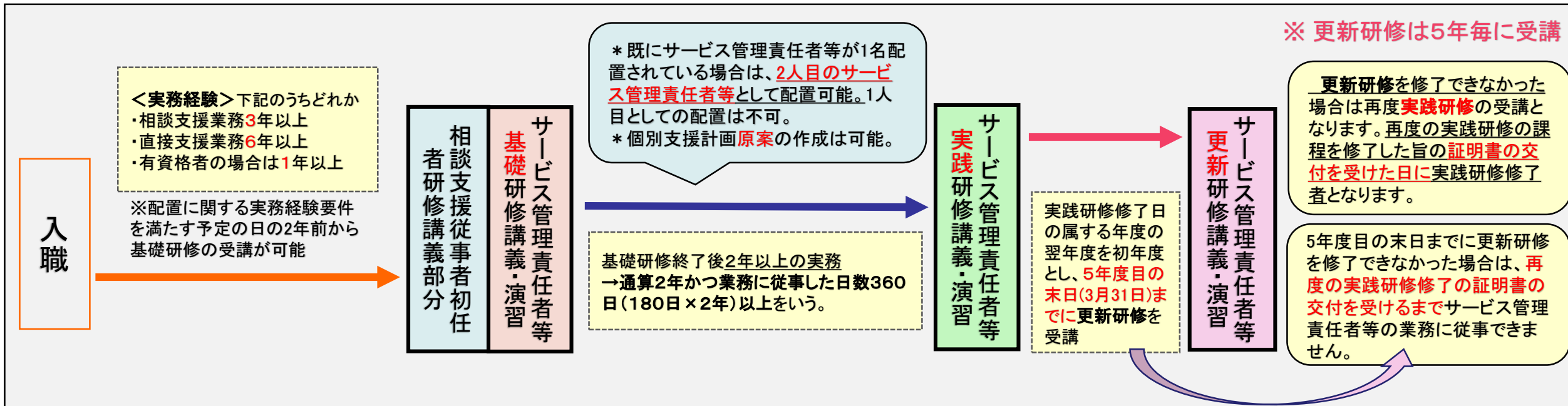
R元~R3年度の基礎研修受講者に限ります。



③ 基礎研修受講時点で実務要件を満たしていなかった者について

④ R4年度以降の基礎研修修了者について

(基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者も含む。)



平成30年度までに改正前の告示に定めるサービス管理責任者等研修を修了しているが、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していない場合、**双方の研修を修了した時点が基準**となる。

◆令和元～3年度に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した場合

経過措置により、実践研修を修了していなくても、相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した日から3年間はサビ管等として配置が可能。

◆令和4年度以降に相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した場合

経過措置は適用されないため、通常どおり、2年以上の実務経験を満たした上で、実践研修を受講することでサビ管等として配置が可能。

# 【実践研修までのOJT期間を「6か月以上」とすることができる要件について（R5.6月改正）】

※以下で出てくる「QA」とはR5.3.31付け厚生労働省事務連絡によるQ&Aを指す。

以下の要件（1）～（3）を**全て満たす者**が、OJT期間を「6か月以上」とすることができる。（QA問4）

※一部でも満たさない要件があれば、**通常どおりOJT期間は「2年以上」となる。**

**（1）基礎研修の受講時に既にサービス管理責任者等の実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年※**別添1**）を満たしている者。**

※基礎研修受講時に実務経験要件を満たしていない者は**通常どおり2年以上のOJTが必要。**

**（2）障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画（原案）作成業務に6か月以上従事する者。**

**（下記ア、イ、ウのいずれか）**

**ア** 「2人目のサービス管理責任者等」や「相談支援・直接支援業務に従事する従業者」のうち、サービス管理責任者等のもとで個別支援計画の原案の作成までの業務【※**①・②・③**】に従事する場合。

**イ** やむを得ない事由が認められた事業所（※やむを得ない事由に該当するかは事前に県へ要相談）において配置されたみなしのサービス管理責任者等であって、基礎研修修了者（\*）が、個別支援計画の作成の一連の業務【※**①～⑤全て**】に従事する場合。

**ウ** 令和3年度末（令和4年3月末）までに基礎研修修了者（\*）（基礎研修受講時点で実務要件を満たしていた者に限る）であるサービス管理責任者等であって、個別支援計画作成の一連の業務【※**①～⑤全て**】に従事する場合。

※実践研修受講までのOJT期間の起算日（2年以上又は6か月以上の期間の開始日）は、**「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修の講義部分」の双方を修了（=（\*）基礎研修修了者）し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。**（QA問3）

**(3) 要件(2)に従事することについて、指定権者に届出を行っていること。**

◆ **(2) ア及びイ**の場合に必要な届出様式は以下のとおり。

(中核市所管の事業所については各中核市に問い合わせること。)

- ・様式第2号
- ・第8号様式
- ・勤務形態一覧表(様式第5号別紙2)
- ・経歴書(参考様式3)
- ・相談支援従事者初任者研修の講義部分の受講証明書(写)
- ・サービス管理責任者等基礎研修修了証(写)
- ・資格証(写)(※実務要件に係る国家資格等を有している場合のみ)
- ・実務経験証明書(参考様式4) (写) (※基礎研修受講時点で、サービス管理責任者等の実務要件 **別添1**を満たしていることが分かるもの。)

**※変更届出には、2人目のサービス管理責任者等として個別支援計画(原案)の作成までの一連の業務を行う旨を明示すること。**

◆ **(2) ウ**の場合に必要な届出様式は、サービス管理責任者等の変更に係る届出様式(集団資料13 P25)を参照。



## 具体的な個別支援計画作成業務とは？(QA問4)

- ・ 前述（2）「ア」の場合、下記①・②・③（個別支援計画の原案の作成まで）の業務に従事する者
- ・ 前述（2）「イ」、「ウ」の場合、下記①から⑤全ての業務に従事する者

①

利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。  
(基準省令第58条第2・3項等)

②

アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。  
(基準省令第58条第4項等)

③

個別支援計画の作成に係る会議を開催し、原案の内容について担当者等から意見を求める。  
(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)2ア等)  
※サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。

④

上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。  
(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)2イ、ウ等)

⑤

定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。

※十分な実施を担保する観点から、OJTの業務は少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。(QA問5)

# 実務経験要件

原則

**実務経験⑧**  
相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

新要件  
(例外)

**実務経験⑧**  
相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

# 研修終了要件

配置要件 (原則)

**基礎研修**  
(26h)  
修了

**実務経験⑧ (OJT)**  
(相談支援業務又は直接支援業務)  
(2年以上)

**実践研修**  
(14.5h)  
修了

配置要件 (例外)

要件①

基礎研修受講時に既に左記実務経験要件(3年～8年)を見たしている者に限り選択可能

**基礎研修**  
(26h)  
修了

要件②

**実務経験⑧ (OJT)**  
(個別支援計画作成)  
(6月以上) **【新規】**

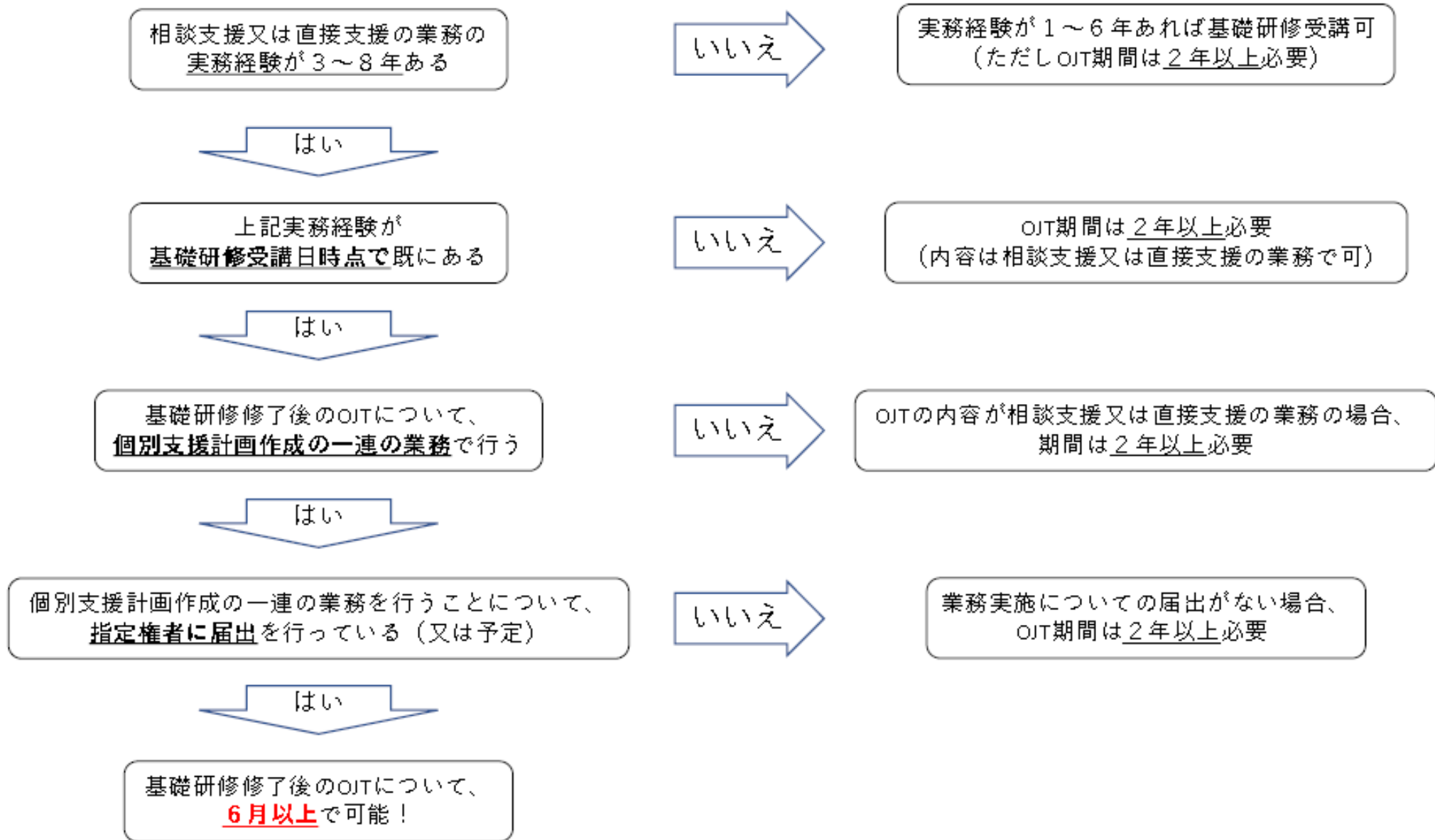
要件③

個別支援計画作成の業務に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)  
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

**実践研修**  
(14.5h)  
修了

サービス管理責任者等として配置可  
(5年毎に要更新)





# 【やむを得ない事由による措置について（R5.6月改正）】

※以下で出てくる「QA」とはR5.3.31付け厚生労働省事務連絡によるQ&Aを指す。

## 《注意》やむを得ない事由に該当するかは事前に指定権者（県）へ問い合わせてください。

（※）「やむを得ない事由」とは、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。（法人内の人事異動等で予見できるものは該当しない。）

### 【従来】

- ・やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、サービス管理責任者等が**欠いた日から1年間**は、実務経験 **別添1** を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置が可能。

### 【改正】（みなし配置期間の延長）

- ・上記に加え、以下の要件①～③の**いずれも満たす者**は、**最長で**サービス管理責任者等が**欠いた日から2年間**まで、みなし配置が可能。

- ①実務経験要件 **別添1** を満たしている。（従来と同じ）
- ②サービス管理責任者等が**欠如した時点で既に**基礎研修修了者（サビ管基礎研修・相談支援従事者初任者研修（講義部分）の両方修了）となっている。
- ③サービス管理責任者等が**欠如する以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

※上記全てを満たす者以外は、期間の延長の対象外。（従来どおり、サビ管が欠如した日から1年間）

※届出様式については、中核市所管の事業所は各中核市に問い合わせること。

◆やむを得ない事由によるサービス管理責任者等のみなし配置に係る必要な届出様式は以下のとおり。

- ・様式第2号
- ・第8号様式
- ・勤務形態一覧表（様式第5号別紙2）
- ・経歴書（参考様式3）
- ・資格証（写）（※実務要件に係る国家資格等を有している場合のみ）
- ・実務経験証明書（参考様式4）（写）（※サービス管理責任者等の実務要件 **別添1** を満たしていることが分かるもの。）

◆みなし配置期間を**2年間**とする場合には、**上記に加え**、以下書類を提出すること。

- ・相談支援従事者初任者研修の講義部分の受講証明書（写）
  - ・サービス管理責任者等基礎研修修了証（写）
  - ・サービス管理責任者等の欠如以前から、当該事業所に配置されていることがわかる書類（実務経験証明書等）
- } サービス管理責任者等欠如以前に修了済であることがわかるもの

現行の取扱い

実務経験⑧

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、  
1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（**実践研修まで修了**）を満たす必要あり

新要件

実務経験⑧

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

サービス管理責任者等  
欠如以前に

基礎研修  
(26h)  
修了

当該事業所に配置されている者

実践研修修了時まで  
(最長で欠如時  
以降2年間)  
サービス管理責任者等  
とみなして従事可能  
【新規】

サービス管理責任者等の欠如について  
やむを得ない事由によるものと自治体が認めている

いいえ

欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、  
みなし措置の対象外

はい

相談支援又は直接支援の業務の  
実務経験が3～8年ある

いいえ

実務経験が3～8年ない場合は  
みなし措置の対象外

はい

サービス管理責任者等の欠如した時点で  
既に基礎研修を修了済みである

いいえ

基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は  
みなし期間は1年間

はい

サービス管理責任者等の欠如時以前から  
当該事業所に配置されている

いいえ

欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は  
みなし期間は1年間

はい

実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）  
みなし配置可能

サービス管理責任者の実務要件

別添 1

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
<p>① 相談支援業務</p> <p>※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>	<p>ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>カ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 国家資格等(※1)を有している者</p> <p>(4) 上記アからオに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者</p>	<p>通算して5年以上</p>
<p>② 直接支援業務</p> <p>※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導、職業訓練、職業教育等の業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導</p>	<p>ア 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>イ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p>	<p>通算して8年以上</p>
<p>③ 有資格者</p>	<p>次のいずれかに該当する者が、上記②のアからオに掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童指導員任用資格者</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員</p>	<p>通算して5年以上</p>
	<p>国家資格等(※1)に基づく業務に通算して3年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合</p>	<p>通算して3年以上</p>

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士含む)、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上

児童発達支援管理責任者の実務要件

業務の範囲	対象となる事業・業務等	経験年数
<p>① 相談支援業務</p> <p>※日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導等の支援を行う業務</p>	<p>ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>オ 学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>カ 次のいずれかに該当する者が従事する保険医療機関</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 国家資格等（※1）を有している者</p> <p>(4) 上記アからオに掲げる従業者及び従事者の期間が1年以上である者</p>	<p>①～③共通 老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験 3年以上</p> <p>かつ 通算して 5年以上</p>
<p>② 直接支援業務</p> <p>※入浴・排せつ・食事等の介護、介護に関する指導、職業訓練、職業教育等の業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導</p>	<p>ア 障害者支援施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>イ 障害福祉サービス事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>ウ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>オ 学校（大学を除く）その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p>	<p>かつ 通算して 8年以上</p>
<p>③ 有資格者</p>	<p>次のいずれかに該当する者が、上記②のアからオに掲げる業務に従事する場合</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格者</p> <p>(2) 相談支援の業務に関する基礎的研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められる者</p> <p>(3) 保育士</p> <p>(4) 児童指導員任用資格者</p> <p>(5) 精神障害者社会復帰指導員</p> <p>国家資格等（※1）に基づく業務に通算して5年以上従事している者が、上記の①及び②に掲げる業務に従事する場合</p>	<p>かつ 通算して 5年以上</p> <p>かつ通算して 3年以上</p>

(※1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士含む）、精神保健福祉士

(※2) 「1年以上」→業務に従事した期間が1年以上かつ実際に従事した日数が1年あたり180日以上



事務連絡  
令和5年3月31日

各 { 都道府県  
市町村 } 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

### サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ & Aについて

日頃より厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年2月28日付けで発出した事務連絡「サービス管理責任者等研修制度の取扱い等について」においてお示した内容に関しまして、今般具体的な運用等の詳細について、現時点において考えられる内容について、別添のとおりお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれてはご了知いただくようお願いいたします。

なお、現在サービス管理責任者等研修制度に関する告示の改正作業中であること等から、別添の内容については今後変更となる可能性がありますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

## 令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ &amp; A

## 1. 実務経験 (OJT) について

(OJT 期間が「6月以上」とすることができる要件について)

問1 実践研修の受講要件である実務経験 (OJT) について、「6月以上」とすることができる対象者については、具体的にどのような者であるか。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者である。

① 基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件 (相談支援業務又は直接支援業務3～8年) を満たしていること。

② 実践研修の受講要件である実務経験 (OJT) として、障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事すること。

具体的には、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 (以下「サービス管理責任者等」という。) の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等に従業者として配置を届け出ている者について、以下のいずれかの場合が該当する。

㊦ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務 (利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援計画の作成に係る会議への参画 (モニタリング含む) ※) に従事する場合。

㊧ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所等において、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている者 (実務経験者) がサービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務 (利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、個別支援計画の作成に係る会議の開催、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、個別支援計画を交付 (モニタリング含む) ※) に従事する場合。

㊨ 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており (経過措置対象者)、サービス管理責任者等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務 (上記㊧と同様) に従事する場合。

※ 具体的な業務内容については問4参照。なお、実践研修の受講要件である基礎研修修了後の実務経験については、OJT として行う趣旨で設けていることを踏まえ、(必要に応じて他の事業所等に協力を求めるなどして) サービス管理責任者等による助言・指導を受けた上で行われることが望ましい。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行うこと。

## <問1：要件①に関して>

(基礎研修修了後に実務経験者となった場合について)

問2 基礎研修については、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件として規定されている年数に2年満たない時点から受講できるが、基礎研修修了後にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たした場合、それ以降は、2年間の実務経験(OJT)ではなく、個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)を満たして実践研修を受講することが可能か。

(答) できない。個別支援計画の作成の業務の6か月の実務経験(OJT)については、基礎研修受講開始時に実務経験者である者が対象となり、基礎研修受講開始時に実務経験者でない者は、実践研修の受講には相談支援業務又は直接支援業務の2年間の実務経験(OJT)が必要である。

(「基礎研修受講開始時」について)

問3 「基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしている」とあるが、これは「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講時においても既に当該実務経験要件を満たしている必要があるか。

(答) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講開始時において既に実務経験要件を満たしていればよく、「相談支援従事者初任者研修講義部分」の受講開始時と実務経験要件を満たした時点の先後は問わない。

もっとも、実践研修の受講要件である実務経験(OJT)については、「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了し、修了証の交付を受けた時点から起算可能となる。

## <問1：要件②に関して>

(OJTの業務の具体的内容について)

問4 「個別支援計画作成の業務に従事する」とあるが、具体的に対象となる業務はどのようなものか。

(答) 個別支援計画の作成の業務とは、以下の業務をいう。

- ① 利用者について面接した上でアセスメントを行い、適切な支援内容の検討を行う。(基準省令第58条第2～3項等 参照)
  - ② アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。(基準省令第58条第4項等 参照)
  - ③ 個別支援計画の作成に係る会議を開催し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。(基準省令第58条第5項等、解釈通知第四の3(7)②ア等 参照)
- ※ サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者が業務に従事する場合は、サービス管理責任者等が開催する上記会議に参画すること。
- ④ 上記原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。(基準省令第58条第6項等、解釈通知第四の3(7)②イ、ウ等 参照)
  - ⑤ 定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行う。(基準省令第58条第8項等、解釈通知第四の3(7)②エ等 参照)

(OJTの業務の頻度等について)

問5 「個別支援計画の作成の業務」については、どれくらいの回数を行っている必要があるか。期間の算定についてはどのように行うべきか。

(答) この実務経験(OJT)は、サービス管理責任者等養成に係る一連の研修の一部をなすものとして設定されたものであり、その十分な実施を担保する観点から、少なくとも概ね計10回以上行うことを基本とする。

(なお、個別支援計画の見直しについては、少なくとも6月に1回以上行うことが指定基準上定められている)

また、実務経験(OJT)に係る期間(勤務日数)の算定にあたっては、厳密に「個別支援計画の作成の業務」を行った日のみを算入するのではなく、サービス管理責任者等の配置を必要とする障害福祉サービス事業所等において従事した期間をもって算定して差しつかえない。

(基礎研修修了者が OJT として個別支援計画の原案の作成を行う場合の人員配置の取扱いについて)

問6 サービス管理責任者等のもとで基礎研修修了者に個別支援計画の原案の作成までの業務を担わせる場合、当該基礎研修修了者の人員配置上の取扱いはどのようになるか。例えば、生活支援員として配置したまま当該業務を担わせることが可能か。

(答) それぞれ以下のとおりである。

- ① 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を満たすため(※)にサービス管理責任者等として配置する場合  
利用者に対するサービス提供に支障がない場合に限り、生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であるが、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入できないことに留意が必要である。

※ サービス管理責任者等を2人以上配置する必要がある事業所(利用者数が61人以上(共同生活援助及び自立生活援助は31人以上))において、サービス管理責任者等が1人配置されている場合、残りの人員は基礎研修修了者を配置することで基準を満たしているものとみなされる。

- ② 基礎研修修了者をサービス管理責任者等に係る人員配置基準上必要な数を超えて配置する場合

生活支援員等として配置したまま個別支援計画の原案の作成の業務に従事することは可能であり、かつ、生活支援員等の職務に係る常勤換算上、当該勤務時間を算入して差しつかえない。

## <問1：要件②及び③に関して>

(実務経験 (OJT) の確認方法等について)

問7 実践研修の受講にあたって必要となる実務経験 (OJT) の確認及び「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出について、どのように行えばよいか。

(答) 実務経験 (OJT) の確認については、実務経験証明書等により確認することが考えられるが、「個別支援計画作成の業務」については、同業務に従事していることが当該実務経験証明書等に合わせて記載されているもので確認することを想定している。

また、「個別支援計画作成の業務」に従事する旨の届出については、実践研修受講開始時までの間に、人員体制届出等において該当する者が個別支援計画 (原案を含む) の作成の業務に従事する旨を明示する必要があるものとする。(※)

※ 実践研修受講開始時までの間であれば時期は問わないが、届出に係る事務負担の軽減の観点から、人員体制届出の際にあわせて行うことが考えられる。

具体的には、基礎研修修了者として配置され、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務を担う場合は、備考欄等にその旨を記載することを要するものとする。

当該届出内容の確認については、研修受講者が研修の実施主体に対し、当該届出の写し等を提出すること等により行うことが考えられる。

なお、実務経験 (OJT) について、「個別支援計画作成の業務」に6月以上従事することで満たす意向の者については、問1における要件①のとおり、基礎研修受講開始日において実務経験者である必要があることから、サービス管理責任者等の配置に係る実務経験年数 (3～8年) を満たすに至った時期が基礎研修受講開始日以前かについても合わせて確認が必要である。



## 2. やむを得ない事由による措置について

(やむを得ない事由によるみなし配置期間が拡大される要件について)

問8 本改正により、やむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置される者について、一定の要件を満たした場合、実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間）みなし配置が可能となるが、具体的な要件は何か。

(答) 以下のいずれの要件も満たす者であることが必要である。

- ① 実務経験要件（相談支援業務または直接支援業務3～8年）を満たしている。
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に基礎研修修了者（※）となっている。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前から引き続き当該事業所に配置されている。

※ 「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」の双方を修了している必要がある。

### <問8：要件②に関して>

(みなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合について)

問9 やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いた事業所等において、基礎研修修了者でない実務経験者をサービス管理責任者等としてみなして配置したが、その後、みなし期間中に当該者が基礎研修修了者となった場合、みなし配置期間は2年間となるか。

(答) ならない。サービス管理責任者等としてみなして配置した者が、そのみなし配置期間中に基礎研修修了者となった場合は、元々のみなし期間の起算点から1年間のみみなして配置可能である。

(やむを得ない事由について)

問10 やむを得ない事由については、どういう場合が該当するのか。

(答) サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合である。なお、当該判断については、指定権者である自治体が個別の状況を踏まえて適切に判断すること。

### 3. 本改正施行前に係る取扱いについて

(本改正施行前における実務経験 (OJT) の算入可否について)

問 11 本改正施行前において、例えば令和4年9月に実務経験者となった上で、同年10月に基礎研修修了者となり、その後同月から6ヶ月間「個別支援計画の作成の業務」に従事していたが、その場合、本改正施行日以降直ちに実践研修を受講することが可能か。

(答) 本改正施行前の従事であっても、実務経験者となり、その後基礎研修修了者となった後の期間であれば、実務経験 (OJT) の期間に算入して差しつかえないため、設問の場合については可能である。

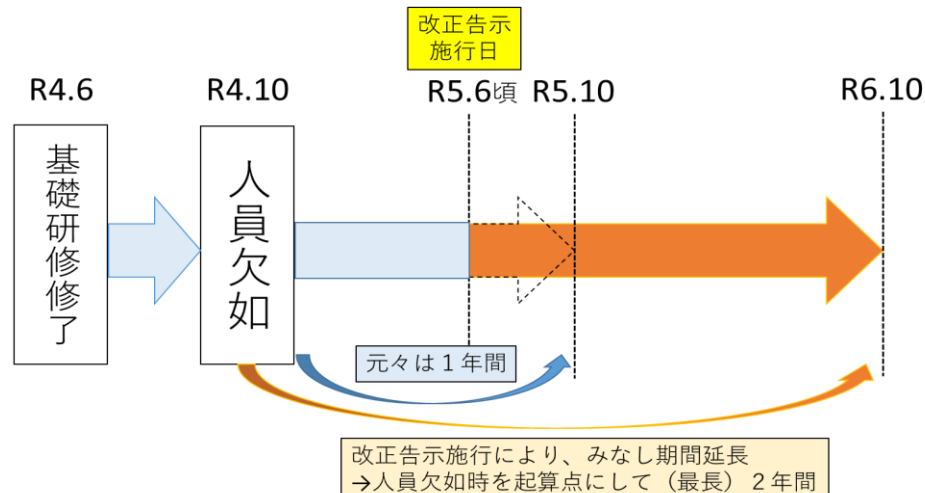
(本改正施行前よりみなし配置されていた場合について)

問 12 本改正施行前よりやむを得ない事由によりサービス管理責任者等としてみなして配置されている者であって、本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合については、本改正施行により、みなし配置期間が実践研修を修了するまでの間 (最長でサービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間) となるか。

(答) 本改正施行日において問8における要件をいずれも満たしている場合は、施行日以降、実践研修を修了するまでの間 (サービス管理責任者等の欠如時から起算して2年間に限る。) みなし配置可能である。

具体的には以下のとおり。

(例①) 令和4年 6月 基礎研修 (相談支援従事者初任者研修講義部分含む) 修了  
令和4年 10月 サービス管理責任者等欠如  
みなし配置開始 (令和5年9月まで可)  
令和5年 6月頃 改正告示施行  
→みなしサービス管理責任者等について、  
実践研修修了時 (最長で令和6年9月)  
までみなし配置期間継続



- (例②) 令和4年 1月 基礎研修（相談支援従事者初任者研修講義部分含む）修了
- 令和4年 3月 サービス管理責任者等欠如  
みなし配置開始（令和5年2月まで可）
- 令和5年 3月 みなし配置期間終了  
サービス管理責任者等欠如
- 令和5年 5月 人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定開始
- 令和5年 6月頃 改正告示施行  
→令和5年2月までみなしサービス管理責任者等であった者について、令和5年7月以降、実践研修修了時（最長で令和6年2月）までみなし配置期間再開
- 令和5年 7月 人員欠如減算（サービス管理責任者等）算定終了

※人員欠如減算の算定開始、終了月については、届出時期等によって変動しうることに注意。

